

○法務省令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第三百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

法務大臣 ○○○○

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第十一条の二 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）</p> <p>イ 国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によつて作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</p> <p>ロ 「略」</p> <p>〔三〇五 略〕</p> <p>第二十一条 市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第</p>	<p>第十一条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）</p> <p>イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>〔三〇五 同上〕</p> <p>第二十一条 市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第</p>

六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一 「略」

二 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名並びに本籍又は国籍

「三〇八 略」

「②・③ 略」

第三十条 戸籍法第十三条第一項第九号の事項は、次に掲げるものとする。

一 戸籍法第十三条第一項第一号から第八号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

「二〇六 略」

第三十条の二 戸籍法第十三条第三項の法務省令で定める氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、別表第二に掲げるものとする。

第三十条の三 市町村長は、届書に記載された氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。以下この条において「届出に係る振り仮名」という。）が戸籍法第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（以下この条において「一般の読み方」という。）によるものであることを確認するため必要と認めるときは、届出人に対し、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについて説明を届書に記載させるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、市町村長は、届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときは、届

六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一 「同上」

二 届出事件の本人の氏名及び本籍又は国籍

「三〇八 同上」

「②・③ 同上」

第三十条 戸籍法第十三条第八号の事項は、次に掲げるものとする。

一 戸籍法第十三条第一号から第七号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

「二〇六 同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

出人に対し、辞典、新聞、雑誌、書籍その他一般に頒布されている刊
行物の記載を引用するなどして、届出に係る振り仮名が一般の読み方
によるものであることについての説明を記載した書面の提出を求める
ものとする。

③ 前項の規定により書面の提出を求められた者は、当該書面を提出し
なければならぬ。

第三十四条 次に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければな
らない。

一 「略」

二 氏又は氏の振り仮名の変更に関する事項

「三〇六 略」

第三十五条 次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事
項欄にこれを記載しなければならない。

「一〇十二 略」

十三 戸籍法第一百七条第二項から第四項までに規定する氏及び氏の振
り仮名の変更に関する事項については、氏及び氏の振り仮名を変更
した者

十四 名又は名の振り仮名の変更に関する事項については、その変更
をした者

「十五・十六 略」

第三十六条の二 戸籍法又はこの省令の規定により届書又は戸籍に国籍
を記載することとされている場合において、次に掲げる地域の法を本
国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載す

第三十四条 左に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければな
らない。

一 「同上」

二 氏の変更に関する事項

「三〇六 同上」

第三十五条 次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事
項欄にこれを記載しなければならない。

「一〇十二 同上」

十三 戸籍法第一百七条第二項から第四項までに規定する氏の変更に関
する事項については、氏を変更した者

十四 名の変更に関する事項については、名を変更した者

「十五・十六 同上」

「条を加える。」

るものとする。

一 台湾

二 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

第三十九条 新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

「一〇七 略」

八 名又は名の振り仮名の変更に関する事項

九 「略」

② 「略」

第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、かつ、各々目録をつけなければならない。ただし、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

「②・③ 略」

第五十六条 戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

「一〇五 略」

「号を削る。」

第五十七条 戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

「一〇七 略」

第三十九条 新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

「一〇七 同上」

八 名の変更に関する事項

九 「同上」

② 「同上」

第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

「②・③ 同上」

第五十六条 戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

「一〇五 同上」

六 当事者の世帯主の氏名

第五十七条 戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

「一〇七 同上」

「号を削る。」

② 戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 前項第二号から第七号までに掲げる事項

第五十八条 戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

「一く六 略」

「号を削る。」

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 別表第三に掲げる漢字

三 「略」

第六十八条の三 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一 「略」

二 別表第三に掲げる字体

三 「略」

第七十八条の三 法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る電子計算機に届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

②く④ 略

八 当事者の世帯主の氏名

② 戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。

一 「同上」

二 前項第二号乃至第八号に掲げる事項

第五十八条 戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

「一く六 同上」

七 死亡当時における世帯主の氏名

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 別表第二に掲げる漢字

三 「同上」

第六十八条の三 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一 「同上」

二 別表第二に掲げる字体

三 「同上」

第七十八条の三 法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

②く④ 同上

第七十八条の四 「略」

〔②・③ 略〕

④ 第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第二百十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第四の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条の二三 戸籍法第二百十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第五の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

〔②～④ 略〕

第七十九条の二の四 戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。

② 市町村長に対してする別表第七に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用することができる。

第七十八条の四 「同上」

〔②・③ 同上〕

④ 第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第二百十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十九条の二三 戸籍法第二百十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

〔②～④ 同上〕

第七十九条の二の四 戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第五に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。

② 市町村長に対してする別表第六に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用することができる。

きる。

③ 「略」

第七十九条の三 「略」

〔②・③ 略〕

④ 前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

「一・二 略」

三 官庁又は公署が電子署名を行った情報を送信する場合にあつては、官庁又は公署が作成した電子証明書であつて、市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行った者を確認することができるもの。

四 其他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行った者を確認することができるものであつて、前三号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの。

⑤ 前条第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合において、当該請求をする者が第一項から第三項までの規定により当該請求をする者の電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

きる。

③ 「同上」

第七十九条の三 「同上」

〔②・③ 同上〕

④ 前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 其他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行った者を確認することができるものであつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの。

「項を加える。」

一 前項第二号の電子証明書

二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

第七十九条の四 第七十九条の二の四第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第十一条の二第四号の規定に準ずる措置として法務大臣が定めるものが講じられない。なければならない。

第七十九条の五 別表第八に掲げる書面の交付は、戸籍法第一百八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。

〔②・③ 略〕

別表第二（第三十条の二関係）

一 片仮名のうち次に掲げるもの

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ

第七十九条の四 削除

第七十九条の五 別表第七に掲げる書面の交付は、戸籍法第一百八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。

〔②・③ 同上〕

〔別表を加える。〕

マ	ル	ゴ	ド	ポ	ワ
ミ	レ	ザ	バ	ヴ	ツ
ム	ロ	ジ	ビ	ア	
メ	ワ	ズ	ブ	イ	
モ	ヲ	ゼ	ベ	ウ	
ヤ	ン	ゾ	ボ	エ	
ユ	ガ	ダ	パ	オ	
ヨ	ギ	ヂ	ピ	ヤ	
ラ	グ	ヅ	プ	ユ	
リ	ゲ	デ	ペ	ヨ	

二 記号

一 (長音記号)

別表第三 (第六十条、第六十八条の三関係)

〔略〕

別表第四 (第七十八条の四第四項関係)

〔略〕

別表第五 (第七十九条の二の三第一項関係)

一 外務省	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査に関する事務
-------	---

別表第二 (第六十条、第六十八条の三関係)

〔同上〕

別表第三 (第七十八条の四第四項関係)

〔同上〕

別表第四 (第七十九条の二の三第一項関係)

一 外務省	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査
-------	---

二 外務省	外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四 条第一項第十一号の身分関係事項等に関する証明 に係る事実についての確認に関する事務
三 国家公安委員 会	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十 四条第一項の免許証の記載事項の変更に関する事 務

別表第六（第七十九条の二の四第一項関係）

〔略〕

別表第七（第七十九条の二の四第二項関係）

〔一～二十八 略〕

二十九 戸籍法第七十七条の規定による氏及び氏の振り仮名の変更の届 出
三十 戸籍法第七十七条の二の規定による名及び名の振り仮名の変更の 届出
三十一 戸籍法第七十七条の三の規定による氏の振り仮名の変更の届出
三十二 戸籍法第七十七条の四の規定による名の振り仮名の変更の届出
三十三 戸籍法第八十一条の規定による転籍の届出
三十四 戸籍法第十一条第一項及び第一百一十一条の規定による就籍の届 出
三十五 戸籍法第十三条、第十四条及び第十六条第一項の規定

--	--

別表第五（第七十九条の二の四第一項関係）

〔同上〕

別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）

〔一～二十八 同上〕

二十九 戸籍法第七十七条の規定による氏の変更の届出
三十 戸籍法第七十七条の二の規定による名の変更の届出
三十一 戸籍法第八十一条の規定による転籍の届出
三十二 戸籍法第十一条第一項及び第一百一十一条の規定による就籍の届 出
三十三 戸籍法第十三条、第十四条及び第十六条第一項の規定

による戸籍訂正の申請

別表第八（第七十九条の五第一項関係）

〔略〕

による戸籍訂正の申請

別表第七（第七十九条の五第一項関係）

〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五章の章名を削る。

第七十九条の九の三の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

附録第七号七十四の項から七十七の項まで中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

附録第七号百七十四の項及び百七十六の項中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

付録第二十五号七十四の項から七十七の項まで中「困憐」を「困憐・甚憐」に改め、「」を「」に改める。

付録第二十五号九十の項から九十二の項まで中「」を「」に改める。

付録第二十五号百二十五の項、百二十六の項、百二十八の項及び百二十九の項中「」を「」に改める。

付録第二十五号百七十四の項及び百七十六の項中「困憐」を「困憐・甚憐」に改め、「」を「」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条の二第二号の改正規定 公布の日

二 別表第四の改正規定（同表を別表第五とする部分を除く。） 令和七年三月二十四日

(受附番号の特例)

第二条 改正法附則第六条から第八条までの規定に基づく届出及び改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る受附番号については、この省令による改正後の戸籍法施行規則（次条から第五条までにおいて「新戸籍法施行規則」という。）第二十二條の規定にかかわらず、一連の番号を付すものとする。

(市町村長による記載に係る書面の特例)

第三条 改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る情報については、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十八条の二から第七十八条の五までの規定は、適用しない。この場合において、当該情報については戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織において、五年間保存するものとする。

(氏名の振り仮名の届出等に関する特例)

第四条 新戸籍法施行規則第二十三条の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出並びに改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載について準用する。

2 新戸籍法施行規則第三十条の三の規定は、改正法附則第十条から第十二条までの規定に基づく届出について準用する。この場合において、新戸籍法施行規則第三十条の三第一項中「氏名の振り仮名(既に戸籍に記載されている場合を除く。）」とあるのは、「氏名の振り仮名(」と読み替えるものとする。

3 新戸籍法施行規則第四章の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について適用する。

(本人確認書類の有効期間に関する経過措置)

第五条 新戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（当該者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める間は、同条第二号イに掲げる書類とみなす。

一 国民健康保険の被保険者証 改正法附則第十六条に規定する期間

二 健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次号において「厚生労働省整備省令」という。）附則第二条に規定する期間

三 船員保険の被保険者証 厚生労働省整備省令附則第六条に規定する期間

四 国家公務員共済組合の組合員証 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条に規定する期間

五 地方公務員共済組合の組合員証 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条に規定する期間

六 私立学校教職員共済制度の加入者証 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条に規定する期間

（届書の用紙に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和六年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条後段を削る。